

1. 本論文の構成

本論文の構成の詳細は、次の通りである。

はじめに

第1節 問題の提起

第2節 研究史の整理

第1項 戦前の日本人研究者

第2項 戦後の台湾人研究者

第3項 諸外国の生命保険史

第3節 分析視角および本論文の構成

第I部 競争の時代: 明治38年(1905年)～昭和12年(1937年)

第1章 生命保険市場の発展のための「基礎工事」

第1節 台湾における生命保険の生成の特徴

第2節 日本統治下の金融・貨幣制度の整備

第2章 日本の生命保険会社の台湾進出

第1節 日本の生命保険会社の進出

第1項 日本本土における生命保険会社の設立ブーム

第2項 初進出の生命保険会社: 海国生命保険株式会社

第2節 公衆衛生の改善: 不採算から採算事業へ

第1項 統治当初の台湾人市場における高死亡率への懸念

第2項 衛生政策の遂行とその成果

第3項 公衆衛生改善後の生命保険契約の状況

第3節 法律基盤の整備: 「現地主義」から「内地延長主義」へ

第1項 台湾総督の委任立法制度

第2項 保険契約に関する規制の沿革

第3項 保険監督に関する規制の沿革

第4節 保険法の適用の状況: 保険判例に関する一考察

第1項 序説(保険金支払い場所およびその裁判籍に関する保険判例)

第2項 台湾における保険判例

第3項 日本本土における保険判例

第4項 保険判例から見た実情

第3章 台湾における生命保険契約者の実態

第1節 台湾人契約の募集

第1項 台湾人市場の注目

第2項 高解約率・高失効率の現象

第3項 台湾人外務員の登場と活躍

第4項 上流階層の台湾人の生命保険加入

第2節 台湾人契約の状況および特徴(1)

第1項 大正5年(1916年)太平生命のデータに基づく分析

第2項 大正12年(1923年)某2社のデータに基づく分析

第3項 昭和2年(1927年)～昭和12年(1937年)簡易生命保険のデータに基づく分析

第3節 台湾人契約の状況および特徴(2): 富国徴兵の契約者名簿に関する一考察

第1項 富国徴兵保険相互会社について

第2項 富国徴兵における台湾契約

第II部 統制の時代: 昭和13年(1938年)～昭和20年(1945年)

第4章 戦時体制期における日本の生命保険会社

第1節 戦時下の生命保険業

第1項 監督行政の強化および保険業法の全面改正

第2項 生命保険会社の統合と契約の集中化

第3項 生命保険業界団体の再編成

第2節 戦争と生命保険

第1項 生命保険契約上の諸措置: 3利源の確保

第2項 戦時の特殊生命保険商品: 新商品の開発

第3項 戦時下の生命保険販売の展開: 新契約の募集

第5章 戦時体制期における台湾の生命保険契約者

第1節 台湾総督府の戦時政策

第1項 国民貯蓄奨励運動の連繫: 国債消化

第2項 皇民化政策の遂行: 日本人としてのイデオロギー

第2節 台湾人契約の状況および特徴: 一般庶民への普及

第1項 国民貯蓄奨励運動の規定が生命保険加入への影響

第2項 台湾人契約の状況

おわりに

第1節 本論文の要約

第2節 戦前と戦後における連続と断絶
第1項 連続性
第2項 断絶面
第3節 今後の課題
参考文献
付録

2. 本論文の目的および問題意識

現代の台湾生命保険市場を理解するためには、その歴史の経過を理解することが必要であり、また、現代において、保険関連の規制など政策立案を考える際には、とくに長期的な視点に立って過去の台湾生命保険市場の発展経緯を理解することが必要である。

スイス・リー シグマ誌2007年第4号によれば、台湾生命保険市場における2006年の収入保険料総額は412.4億ドルで世界第9位である。これは対国内総生産(GDP)比率11.6%であり、対国内総生産(GDP)比率については世界第3位となるまで躍進した。このように新興工業諸国の中では目覚ましい高度成長を遂げたと言える台湾生命保険市場は、戦後飛躍的に成長したのではなく、戦前の日本統治時代から現在に至るまでの歴史的経緯によるところが大きいと思われる。

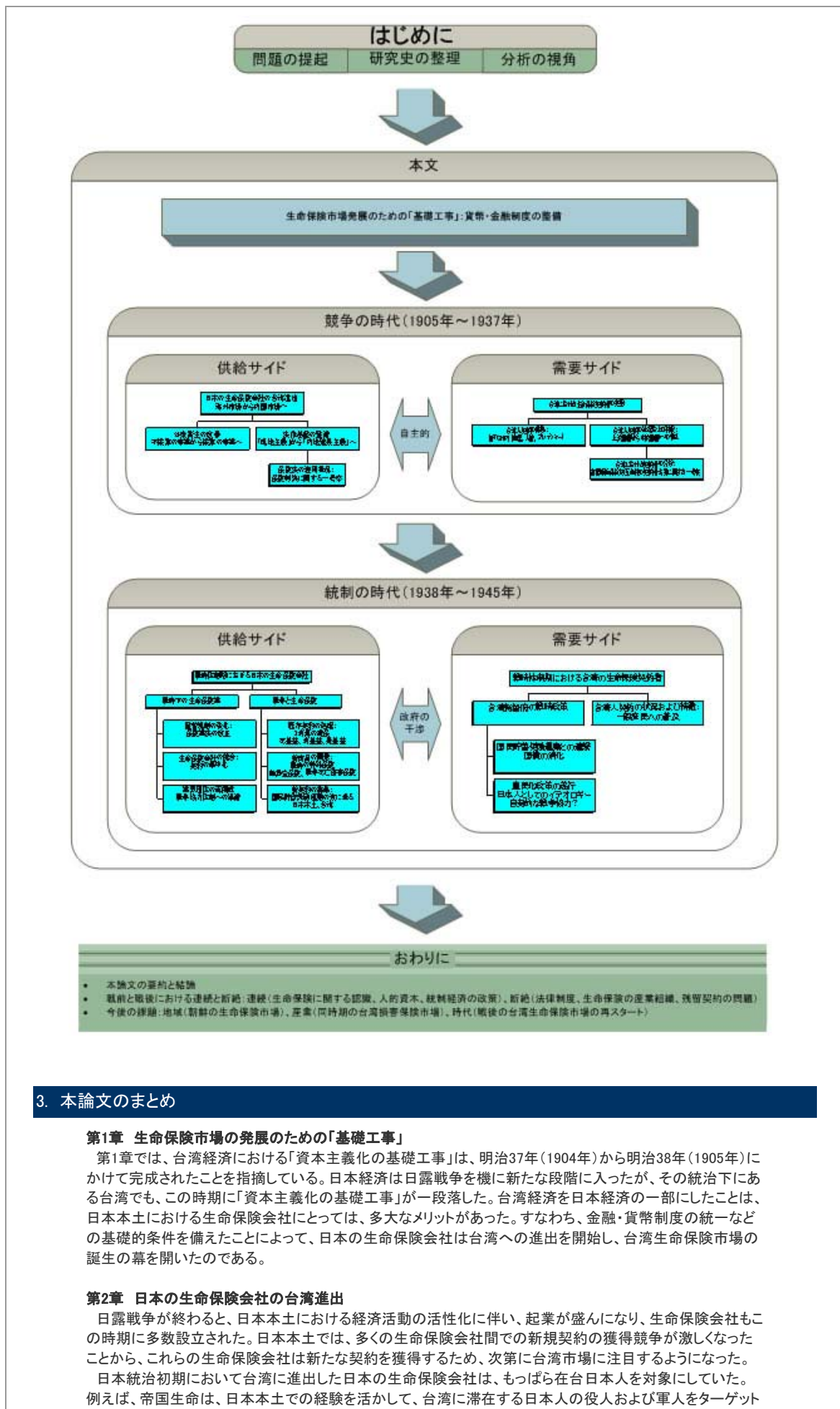
明治28年(1895年)の日清戦争の敗戦に伴い、日清講和条約が調印され、清国は台湾を日本に割譲した。その結果、台湾は日本の最初の植民地となった。そして、日本統治下の台湾生命保険市場は著しい成長を遂げることとなった。終戦後の統計データによると、昭和20年(1945年)には50万件の民間の生命保険契約があり、そのうち、約7割の35万件が台湾人契約者で、残り約3割の15万件が在台日本人契約であった。民間の生命保険は、台湾人世帯、およそ3世帯に1件の割合で普及しており、また、台湾人加入率は約5.69%であった。ちなみに、戦後同水準の加入率に回復するのは、終戦から34年を経て1979年まで待たなければならなかった。この数字からも明らかのように、日本統治下の台湾において生命保険はかなり普及したと言える。

それについて、戦後の台湾人研究者は、戦時体制期の台湾総督府の政策が生命保険市場に及ぼした影響を強調し、生命保険の高度成長は台湾総督府の「国民貯蓄奨励運動」によるものとしている。すなわち、台湾総督府は生命保険制度を戦時体制期の国民貯蓄奨励運動の一環として認め、日本の生命保険会社に対しては優遇策を講じて台湾進出を誘引する一方で、台湾人に対しては「生命保険加入＝貯蓄救国」という意識を持たせることによって生命保険の加入を促したことが、台湾における生命保険の普及につながったものと論じている。

しかし、このような見解は、日本統治下の台湾生命保険市場の発展をより長期的に捉える場合、説明できないところがある。例えば、大正3年(1914年)から昭和18年(1943年)までの保有契約件数の推移を見ると、台湾生命保険市場は、戦時体制期からではなく、すでに1920年代以降に顕著な成長を示している。また、当時、多くの日本の生命保険会社が台湾に進出しており、このことは台湾の生命保険市場が戦時体制期に入る前に日本の生命保険会社によって開拓されていたと言えるのである。もちろん、戦時体制期における台湾人の生命保険への大量加入は、政治力によるものと考えられることができるが、戦時体制期以前の生命保険市場の発展に関しては同様に解することは難しい。したがって、戦後の台湾人研究者による戦時体制期のみを対象とする断片的な研究は不足であると考えられる。

では、なぜ日本統治時代の台湾生命保険市場は発展したか？台湾人研究者が主張する戦時体制期における政治的要因のほかに、日本統治時代の全期について当てはまる要因はないのであろうか？本論文は、こうした素朴な疑問から出発し、その要因について市場メカニズムを前提にして明らかにしようとするものである。戦時体制期以前、および戦時体制期以降という2つの時代に分けて、日本統治下の台湾生命保険市場メカニズムを解明する。また、それに際しては、生命保険会社という供給サイド、および契約者という需要サイドの両面から吟味しなければならない。具体的には、それぞれの時代において、日本の生命保険会社がなぜ台湾に進出したか、日本の生命保険会社の台湾進出に伴って、台湾人はどのような商品に、どの販売チャネルで、どのような目的をもって加入したか、などについて考察することにより、供給サイドおよび需要サイドの状況を明らかにする。

本論文の体系についてまとめると、以下の図のとおりである。



3. 本論文のまとめ

第1章 生命保険市場の発展のための「基礎工事」

第1章では、台湾経済における「資本主義化の基礎工事」は、明治37年(1904年)から明治38年(1905年)にかけて完成されたことを指摘している。日本経済は日露戦争を機に新たな段階に入ったが、その統治下にある台湾でも、この時期に「資本主義化の基礎工事」が一段落した。台湾経済を日本経済の一部にしたことは、日本本土における生命保険会社にとっては、多大なメリットがあった。すなわち、金融・貨幣制度の統一などの基礎的条件を備えたことによって、日本の生命保険会社は台湾への進出を開始し、台湾生命保険市場の誕生の幕を開いたのである。

第2章 日本の生命保険会社の台湾進出

日露戦争が終わると、日本本土における経済活動の活性化に伴い、起業が盛んになり、生命保険会社もこの時期に多数設立された。日本本土では、多くの生命保険会社間での新規契約の獲得競争が激しくなったことから、これらの生命保険会社は新たな契約を獲得するため、次第に台湾市場に注目するようになった。

日本統治初期において台湾に進出した日本の生命保険会社は、もっぱら在台日本人を対象にしていた。例えば、帝国生命は、日本本土での経験を活かして、台湾に滞在する日本人の役人および軍人をターゲット

にしていた。しかし、在台日本人市場のみでは限界があるため、その後、絶対的多数を誇る台湾人市場に注目するようになった。ところが、日本統治初期の台湾では日本本土との間に明らかに死亡率の差異があった。つまり、日本の生命保険会社にとって、当時の台湾人市場はリスクな「海外市場」と言えた。しかし、公衆衛生の政策が実を結び、台湾の死亡率が大幅に改善された結果、台湾人の経験死亡率は、日本本土の経験生命表の死亡率に近くなった。両地の経験死亡率が接近すれば、台湾と日本本土における生命保険契約の間において、同じ保険料率を用いたとしても、日本本土の契約者から台湾人契約者への「内部補助」(cross-subsidy)という問題が生じない。これによって、生命保険会社は医的選択を厳格に行えば、台湾人に対して特別に高い保険料率を用いて計算する必要はないという確信を抱くようになり、日本本土と同一の保険料率の商品を販売するという意思決定をすることができるようになった。このことは、1930年代後半に台湾人市場が急激に拡大した際に、台湾人の経験死亡率が日本本土のそれに近づいていたという事実からも理解できる。

日本の生命保険会社が公衆衛生の改善および適正な医的選択を行うという前提で、台湾人市場を魅力的であると捉えることが、台湾への進出の動機の一つとなった。日本の生命保険会社は、台湾総督府の勧誘があって台湾市場に進出したのではなく、私企業として投資に見合うものという認識によって、台湾に進出したのである。その意味において、台湾生命保険市場は、政治的に強制的に創出されたものではなく、市場メカニズムによって作り出されたことを強調したい。

一方、法律基盤の整備から見ると、日本の統治政策は、初期の特別立法という現地主義から中期以降の内地延長主義に転化した。台湾総督は依然として委任立法の権限を有していた。この委任立法制度を通じて、保険契約法—商法は明治32年(1899年)より、保険監督法—保険業法は明治33年(1900年)より、台湾で施行された。台湾の保険主務官庁は日本本土の関係省庁ではなく台湾総督府であるため、台湾総督府は保険業法に従って台湾の保険監督法令を制定する権限を有していた。しかし、台湾における保険業法施行規則などの監督法令を日本本土の規定内容と比較してみると、異なるところがほとんどない。したがって、その限りにおいては、台湾における保険関係法令は、事実上日本本土から移植したものであると考えられる。

管見の限り、日本の生命保険会社は、日本統治時代の代表的な産業とする製糖会社のような各種の特別な優遇策を台湾総督府からは受けていなかった。しかし、その代わりに、第1章で述べた台湾の金融・貨幣制度が日本本土における制度と異ならなかった点、および台湾の保険法令が日本本土における法令と大きな違いはなかった点、日本の生命保険会社にとって台湾進出する際の大きなメリットであった。それらの点によって、日本の生命保険会社は、台湾を日本本土の生命保険市場の延長と見なし、日本本土で累積した経験を台湾に移植することができるようになった。また、その後、日本語教育が実施されたため、各生命保険会社は日本本土の商品をそのまま販売することもでき、台湾における貨幣、法令および言語の差異に関わる懸念は不要となった。これは日本の生命保険会社が台湾進出を意思決定する際の一つの大きな動機となった。さらに加えて、第2章における検証によって、日本統治下の台湾における保険関係法令および法制度は、おおよそ完備されていたと言えるであろう。

第2章は公衆衛生の確立と法律基盤の整備を通じて、日本統治下における台湾生命保険市場に対する日本の生命保険会社の進出という供給サイドを中心に論述した。ここで明らかにしたように、戦時体制期以前に台湾生命保険市場は、日本の生命保険会社にとって「海外市場」から「国内市場」に変化していた。日本の生命保険会社の台湾進出は、台湾総督府の産業政策によって与えられた優遇措置によるものではなく、各生命保険会社が十分な調査した上で行った経済合理性を有する意思決定によるものと考えられる。

第3章 台湾における生命保険市場の実態

第3章で使用した史料によれば、一部の日本人外務員は個別の警察と共謀し、台湾の人々の警察に対する恐怖心を利用して募集活動を行ったことが判明した。そのため、台湾人の生命保険加入が「強制」によるか否かを考える際には、「強制」をどう理解するかということが重要かもしれない。なぜならば、警察も国家権力の一部であり、「強制」しうる地位にあるからである。筆者は「強制」は、法律または国家政策の形式で現れると考えている。それによって、第3章が対象とする明治38年(1905年)から昭和12年(1937年)にかけては、法律または国家政策の「強制」によって台湾人を生命保険に加入させたという事実は見当たらない。

また、それぞれの史料を検証することによって、台湾人の上流階層は高額な保険契約に多額の保険料を支払って加入していたという事実が明らかである。台湾人契約者は、ほとんど「会社経営」、「賃地業」および「医者」という中・上流階層に属する職業であり、家族全員が契約したケースもよく見られる。特に、医者は知識層の代表的階層であり、物事に対し一般の人々より遥かに判断能力が優れている。こうした事実から見れば、この時期における経済的余裕のある台湾人の中・上流階層は、自らの判断で生命保険に加入したことが十分に考えられる。

明治38年(1905年)から昭和12年(1937年)にかけて、台湾人の生命保険加入の動機は多様であった。つまり、それは政治的に優位な立場にある日本人外務員に配慮して生命保険に加入するという単純な理由には限られず、義理、人情という配慮は存在しており、高額な冠婚葬祭費用を用意するための経済上の目的も見られ、さらに再婚の準備という特殊な要因なども含まれていた。したがって、このように多様な加入動機が見られ、かつ激しい契約獲得競争が繰り広げられたこの時期の台湾生命保険市場は、台湾総督府の指導による政府主導型ではなく、自由競争のメカニズムを有していたと言えるであろう。

第4章 戦時体制期における日本の生命保険会社

第4章では、生命保険会社の戦時体制の形成および変遷を通じて、戦時体制下の生命保険市場の供給サイドにおける諸変動を検証した。主務官庁は保険業法の修正に基づいて、監督規制を強化した。そして、一連の生命保険会社の合併を主導することによって、5大生命保険会社の契約集中化を進め、財閥系の生命保険会社も目覚ましい成長を遂げた。戦時体制期に入ると、主務官庁は、生命保険業界団体を再編成し、さらに、昭和20年(1945年)に生命保険再保険の事業体と指導機関との両面性格をもつ生命保険中央会を設立した。

また、戦時体制期における生命保険会社は、3利源を確保するために各種の特別な措置を行っていた。その中で、死差益における戦争危険の対策、利差益における契約者配当の一律引下げ、および費差益におけ

る事業費の抑制、などの特別措置は、主務官庁が強制的に介入したことによって行われたのは言うまでもない。主務官庁が生命保険会社の経営に注目するのは、生命保険による巨大な準備金を戦時国債に投入させることによって、日本政府の財政を維持するという目的からである。一方、生命保険会社も国民貯蓄奨励運動の波に乗り、「国民貯蓄は保険から」と提唱し、優れた営業成績を上げた。したがって、第1部で述べた競争の時代と比較すると、この時期における生命保険市場の供給サイドは、主務官庁によって強く影響されたと言える。

第5章 戦時体制期における台湾の生命保険契約者

戦時体制期における台湾人の生命保険加入については、2つの視点を取ることができる。1つは、国民貯蓄奨励運動が「奨励」の域を超えて公然たる「強制」に転じたことによって、台湾人は台湾総督府から要求された貯蓄額に応えるために生命保険に加入したこと、いわゆる、外部的要因という視点である。しかし、国民貯蓄奨励運動が強行されても、8つの貯蓄の種類の中に生命保険を選んだのは、それなりの理由があると考えられる。つまり、生命保険には、国民貯蓄運動の要求に応えるほか、被保険者が死亡した後の遺族の経済生活も保障することができるという「一石二鳥」のメリットがある。それは、戦時体制期における台湾人が生命保険に加入する動機の一つであろう。

もう1つは、皇民化政策の遂行に伴い、日本人としてのイデオロギーが生じつつあることによって、台湾人は自発的に「貯蓄救国」と称する生命保険に加入したこと、いわゆる内部的要因という視点である。戦時体制期における生命保険契約は、保険期間が20年以上のものが主流である。長期の生命保険契約を選択した理由については、毎回の払込保険料の安さという経済的要因によるほか、一般の人々が戦局に対する正しい認識を持っていないことにもよると考えられる。戦後のインタビューの記事によれば、日本政府の貯蓄政策に協力して多額の保険料を支払い、最後に日本が勝利を収めると思っていた台湾人契約者は少なくなかった。したがって、戦時体制期における台湾人の生命保険の加入については、台湾総督府が定めた貯蓄額に応じるために行うか、愛国心により自発的に行うか、その多様な動機と目的から描き出すことが可能である。

一方、保険金額別の状況については、戦時体制期に入る前に、上流階層向けの5,000円クラスの契約の数は減少し、一般の人々向けの1,000円クラスの契約の数は増加している傾向がある。また、昭和20年(1945年)終戦当時、台湾人契約の1件当たり保険金額は、在日日本人の1件当たり保険金額を下回ったことが分かる。しかし、大正5年(1916年)の太平洋生命における台湾契約では、台湾人の1件当たり保険金額は在日日本人の1件当たり保険金額よりも高かった。その逆転の理由については、大正5年(1916年)の当時、台湾人契約者層は上流階層の人に限られていたため、大量の高額契約が締結されたのであり、その後、契約者層が一般化しつつあり、大量の1,000円クラス契約が締結されたことにあると考えている。特に、戦時体制期に入ると、一般の台湾人でも国民貯蓄奨励運動に協力しなければならないため、こうした一般化の現象をさらに加速させた。こうした台湾人契約者層の一般化という傾向は、台湾生命保険市場における1つの重要な特徴である。

4. 今後の課題

日本統治時代に導入された生命保険は、形を変えて戦後の台湾において生き残り、いったん戦前に拡大した保険市場は壊滅せず、戦後の保険市場に受け継がれたという側面は否定できない。日本統治下において保険思想が萌芽し、それがあがる程度、戦後にも継承されたことによるものと考えられる。

例えば、戦後台湾の生命保険市場が再スタートした際に、主力商品は養老保険であった。明治38年(1905年)から昭和12年(1937年)にかけての32年間にわたる、いわゆる競争の時代において生命保険に関する認識が、ある程度1945年以降の戦後に継承された。それを考えれば、台湾人にとって最もなじみのある生命保険の商品は、日本統治時代の養老保険であったため、戦後の台湾の生命保険会社は、養老保険を選択して主力商品にしたのではないかと考える。

また、多くの日本統治時代の台湾人外務員は、戦後の台湾の生命保険会社において復活して活躍したことによって、人的資本における戦前と戦後の連続性が色濃く現れた。台湾人外務員は、かつての販売経験を生かして、戦後台湾の生命保険に関する販売活動の推進に多く貢献した。しかし、日本統治下の台湾人は外務員に限られ、生命保険会社の経営や主務官庁の行政に貢献した記録は見当たらない。それによって、人的資本の連続性に関しては、生命保険会社の経営や主務官庁の監督管理などのノウハウにあるのではなく、あくまでも第一線の販売経験に限られていたと言えるであろう。

一方、現在の台湾における生命保険会社は、すべて戦後新たに設立された会社であり、日本統治時代の台湾では、地元の資本を使い、設立した生命保険会社は存在していないため、生命保険の産業組織に関して、戦前と戦後における断絶面は大きいと言える。

また、戦時体制期における貯蓄奨励運動の影響で、多数の台湾人は、日本の生命保険会社の保険に加入していた。ところが、終戦後、すべての生命保険会社が日本本土に引き揚げたことにより、その事情が一変した。すなわち、残留契約の処理という困難な問題が生じたのである。戦後台湾側の統計によれば、35万件の民間生命保険会社の台湾人契約のうち、1952年までに処理されたのはわずか1割の31,602件である。残りの31万件余りの残留契約が、未処理のまま放置されてしまった。多くの残留契約の未処理による「生保不信」は、戦後初期の台湾生命保険市場にも致命的な打撃を与えることとなった。

こうした戦前と戦後における連続と断絶という認識を深めるためには、究明すべき課題がまだ多く存在している。

まずは、同じく日本の支配を経験した朝鮮の生命保険市場についても検証する必要があると痛感している。韓国には、台湾と似たところが多い。戦前は共に日本の植民地であったし、戦後は政府主導の体制の下で急速な経済発展を遂げ、さらに生命保険市場の発達も目覚ましいものがある。韓国の生命保険市場における歴史的特徴を解明すれば、現代の韓国生命保険の発展について深く理解することができるであろう。

次は、本論文において見落とした日本統治時代の台湾損害保険市場については、台湾における保険産業の全体像を解明するために、さらにそれを研究する必要がある。損害保険の中には、物保険と言われる企業物件の商品が多く存在する。清国統治時代末期における台湾開港と共に盛んになった海外貿易、および日

本統治時代における工業化などは、近代台湾の経済に大きな影響を与えた。損害保険市場を考える際に、近代台湾の経済発展の過程について深く注目する必要がある。

戦後台湾の生命保険市場が再び成長したのは、第一義的には、戦後台湾の生命保険会社と契約者の努力によるものであるが、本論文で明らかにしたように戦前の発展過程、および戦後の再スタートの経緯の解明が、近代100年の台湾生命保険史を初めて体系的に語る可以考虑している。